宮城県飲酒運転根絶に関する条例の一部を改正する条例の概要

1 条例見直しの背景

- 宮城県飲酒運転根絶に関する条例は、県・市町村・県民等が一体となって自動車等の飲酒運転の根絶のための活動を推進し、安全で平穏な県民生活の実現に寄与することを目的として、平成19年10月に議員提案により制定された。
- なお、本条例は、飲酒運転の防止措置の対象を、自動車及び原動機付自転車と しており、自転車は含まれていない。
- 一方、国においては、自転車の酒気帯び運転などの悪質な交通違反が後を絶たないことから、本年5月に道路交通法の一部を改正し、自転車の酒気帯び運転やそのほう助に対する罰則を設け、本年11月に施行となった。
- こうしたことから、自転車も本条例の「飲酒運転」の対象に含めるよう条例の 見直しが必要である。

2 主な改正内容

- 飲酒運転防止の措置の対象となる「自動車等」に「自転車」も含むよう定義を 改正するもの。
- その他所要の改正を行うもの。